はじめに

1945年11月16日に採択されたユネスコ憲章では以下のことを謳っている。文化を広く普及すること、ならびに正義と自由と平和のために人間性を教育することは、人間の尊厳にとって不可欠であり、すべての国家が相互扶助と配慮の精神をもって遂行せねばならない神聖なる義務を構成するものである。

2005年」10月19日、ユネスコ全体会議の第33回セッションで、*生命倫理と人権に関する世界宣言*(以降は宣言)が採択された。宣言の第3条は次の通りである。

- 1 人間の尊厳と人権、基本的自由は全面的に尊重されなければならない。
- 2 個人の利益と福利は科学または社会だけの利益に優先されなければならない。

尊厳にはいくつかの概念がある。尊厳のひとつの意味または使用法は、生得的なものであれ獲得されたものであれ、人の価値に対する敬意と尊重を指す。このように、それは人間の卓越性と特定の人を他の人から区別する特性の「高貴さ height」を示すために使われるかもしれない。他方、特定の宗教では、人間の尊厳は人間が神の姿に似せて創造されたことで前もって決定されていると考えられている。人間は神の姿に似せて創造されているという聖書の主張は、しばしば人間の等しい価値の根拠とされてきた。

現代の哲学者たちは、尊厳の概念を人権という考え方と結び付ける傾向がある。個人は生得的な不可侵の権利を持っている。尊厳という用語は尊重すべき生来の権利を意味する。尊厳という考え方(観念、idea)の使用は、世界における自然な人間のあり方について言及することである。イマニュエル・カントの、人間を手段としてではなく目的として扱うという原則は、人権概念の基礎として道徳および政治哲学において受け入れられている。いなかる人間も「対象」(subject: カント哲学における「主体」と正反対とものとしての「客体」: 監訳者)として扱われ、また見なされてはならない。彼は、価値の観点から論じられるべきでないものがあり、それらは「尊厳」を持ちうると主張した。道徳性と、道徳性を持ちうる限りでの人間性だけが、尊厳を備えているのである。

尊厳はあらゆる人間に帰属する最低限の尊厳を意味する。尊厳の観念は、いかなる人間に対してもそれ以下の扱い方はすべきではないという、ある種の尊敬と配慮(care)、つまり 閾値を意味する。公に認知された個人の業績の具現化としての価値と異なり、個人は人間であるというだけで尊厳がある。人間の尊厳は、人権が生まれる源として、また人権を促進する理由として、際立った役割を果たしているようである。人権は人間の尊厳を保障し維持するために必要であり期待されている。

人間の尊厳は、まれにしか正確に定義されないが、国際的な法律文書に様々な形で登場する。現代の国際法、各国の憲法、そして他の規範的文書において、人間の尊厳は人権と結び付けられている。世界人権宣言(1948年)の第一条によれば、「すべての人間は自由に生まれ、尊厳と権利において平等である」。この条項があらゆる人間の生得的尊厳に基づいた人権を確立した。ヨーロッパ会議は1997年のオビエド総会で、個人として、そして人類の一員としての両方で、人間を尊重する必要性と、人間の尊厳を保障する重要性を認識する必要性を表明した。人間の尊厳は基礎的な概念であり、それを個人的活動の機能的特徴に還元するのは理論的および規範的に不適切である。そして、生命倫理と人権に関する世界宣言の第12条で言及されているように、文化的多様性に対する敬意を理由に、人間の尊厳が侵害されてはならない。

すべての人間は、性、年齢、社会的身分、または民族に関係なく、尊厳において平等である。我々の社会は平等な人間の尊厳の実現に献身している。この概念は、特定の人間的に相応しい特性が具現化されたときに生命を評価する質の倫理ではなく、共通の人間性の観点からすべての人間に価値を見出す平等性の倫理を採択する。もちろん、人々を等しく扱うということは、彼らを全く同じように扱うことを意味する必要はないし、すべきではない。

尊厳という考え方(観念、idea)は、平等性に対して配慮すること、および害を被ることから保護することの両方に関係する。尊厳はいかなる特別な地位の取得も認めない。尊厳は獲得されたり失われたりすることはできない。どのような人間であっても、たとえ重度の障害者であったとしても、人間の尊厳を失いはしない。自由が法によって否定されても、尊厳はなお存在しなければならない。

最も下劣な犯罪者でさえ、人類に共通する尊厳を持つ人間であることに変わりはない。

William Brennan 判事 アメリカ合衆国最高裁判所 Furman 対 Georgia (1972)

個人の尊厳を認識するためには、その個人の人権、自己評価、そして自己決定を積極的に 尊重することが前提として必要である。人間の尊厳は、それがなんであれ、個人的な価値 によって測られるべきではない。尊厳は人間の価値、つまり人間個人そのものの生得的な 卓越性と同義である。社会はその各構成員を、人間の尊厳の概念に基づいて個人(person) として尊重すべきである。この概念はまた社会の全体的利益に先立って、個人の利益と福 利を考慮することを要求する。個人は社会や科学のために決して犠牲にされてはならない。 しかし、他者や共同体全体としての利益が非常に重要で、それらを守るために、個々人の 利益を侵害することが避けがたい、例外的状況があるかもしれない。

このケースブックには30のケーススタディーがある。すべてのケースが高等裁判所レベルで審議されており、関連する倫理的問題の類型についての記述を提供している。各々のケースには引き続き、講師の指導の下、自分自身でケースを学習し、可能な解決策を議論し、彼等自身の結論に達する前に彼等が自分では適切ではないと思ったことを受け入れてしまわないように、学習者たちのための一般的な指針が記載されている。本プロジェクトの目的は意思決定プロセスに学習者が積極的に参加するための道具と基盤を作成することである。

このような体系的な方法を用いた教育方法(teaching)、教育内容(education)、そしてトレーニングを統合する努力は、学習者の心に、患者をケアするすべての医師を導く倫理的価値を植え、根付かせよう。

この点において、私はこのプロジェクトに対する彼等の忍耐と献身に関してこのケースブックのワーキング・グループの同僚に、同様にハイファ大学の健康・法・倫理・国際センターとユネスコ事務局からの編集助手に感謝の意を表したい。

アンモン・カルミ(Amnon CARMI) 人間の尊厳と人権に関するワーキンググループ・コーディネイター ユネスコ倫理教育諮問専門委員会 ユネスコ生命倫理議長 イスラエル・ハイファ大学